

DAO（分散型自律組織）法

柳田 宗彦

DAO（分散型自律組織（Decentralized Autonomous Organization））。以下、「DAO」という。）という組織は、2020年ではまだ200程度しかなかったのが2021年には2千にまで増え、2022年12月時点1万、2023年12月時点2万近くまでに増えている組織形態である。DAOにおける法的な課題として、DAOが法的に権利の主体となるためには法的位置づけをもたらすためのどのような枠組みが必要かという組織論としての課題がある。

DAOの法的な位置づけの在り方については、DAOとしての法的形態（法人だけでなく組合も検討対象となるが総称して以下「法的形態」という。）がないため、権限能力なき社団、財団としてや株式会社の一部として運営されている場合などがある。わが国だけでなく海外においてもDAOに法人格を付与する制度が存在しないことが多く、準拠法、法律上の位置付け、出資者であるトークン保有者・参加者の法的な権利義務の内容、課税関係等、明確に定められていないことが多い。DAOに法人格を付与する制度が存在しない場合、登記を行う、銀行口座を開く、対公的機関との手続きなどができないことから、DAOとは別に対外的な権利関係や資金管理を行うための法人を設立している事例も見られている。そのためどのようなルールに従うことが必要であるかが不確実でなくなるように法的安定性を確保するための議論と法規制の整備が必要である。

既存の法的形態を法的ラッパー（Legal wrapper）として用いてDAOを立ち上げる対応が行われてきている。近年、DAOのための法的形態を設定する法律が制定される動きが出ており、米国においてはLLCをベースとして制定したワイオミング州、COALAという団体が設定したモデル法を元に新たな法的形態を設定したユタ州、非営利団体をベースとした法案を制定しようとしているカリフォルニア州がある。米国外ではマーシャル諸島もLLCをベースとしてDAO法を制定している。

わが国においてもこれらのDAO法も参考としながら、合同会社をベースとしてDAO法を制定しようとする動きがあり、その比較検討を行うこととする。